

預金口座をお持ちのお客さまへ

「預金口座の売買・譲渡」は 禁止されています

「振り込め詐欺」等の犯罪に悪用されるのを防ぐため、犯罪収益移転防止法により、下記の行為は禁止されておりますので、お客さまにおかれましてもご留意いただきますようお願い致します。

1. 他人になりすまして口座を利用する目的で通帳・キャッシュカード等を譲り受ける。
2. 上記（1）の目的を知りながら、通帳・キャッシュカード等を譲り渡す。
3. 正当な理由なく有償で通帳・キャッシュカード等の譲り受け、譲り渡しをする。

また、インターネット上等に通帳・キャッシュカード等の売買の広告を載せることも禁止されています。

※違反した場合は、50万円以下の罰金が科せられます。

※「業」としてこれらを行った場合は、2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその両方が科せられます。



新潟県信用組合